所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１７条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和８年１１月４日　青森地方法務局五所川原支局　登記官　笹舘浩一

記

１　手続番号　第４２０１－２０２６－０００１号
２　表題部所有者不明土地に係る所在事項
五所川原市大字飯詰字福泉２２４番２
１　手続番号　第４２０１－２０２６－０００２号
２　表題部所有者不明土地に係る所在事項
五所川原市大字飯詰字福泉２２５番
１　手続番号　第４２０１－２０２６－０００３号
２　表題部所有者不明土地に係る所在事項
五所川原市大字飯詰字福泉２２６番４